

令和 8 年度さいたま市総合教育会議

次 第

日時 令和 8 年 7 月 30 日（木）
15 時 30 分から 17 時 00 分まで
場所 議会棟 2 階 第 7 委員会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

（１）前回の取組結果報告

①令和 7 年度第 2 回総合教育会議における協議事項に関する取組状況及び成果等について

- ・「さいたま国際芸術祭 2 0 2 7 における小・中・高校等との連携等による子どもの参加促進について」
- ・「さいたま市いじめ問題救済機関の設置について」

②「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について

（２）協議事項

①市内における救命講習実施体制の充実について

4 閉 会

<資料>

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 席次
- ・ 資料 1 令和 7 年度第 2 回総合教育会議に関する取組状況等について
- ・ 資料 2 「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について
- ・ 資料 3 市内における救命講習実施体制の充実について
- ・ 参考 1 さいたま市総合教育会議運営要綱
- ・ 参考 2 さいたま市総合教育会議傍聴人要領

令和8年度さいたま市総合教育会議
出席者名簿

1 構成員

市長	清水 勇人
教育委員会教育長	竹居 秀子
教育委員会委員（教育長職務代理者）	大谷 幸男
教育委員会委員	石田 有世
同	伊藤 華英
同	小山 和也
同	堀田 香織

2 構成員以外

(1) 市長部局

① 都市戦略本部	
都市戦略本部長	大塚 一晴
総合政策監	藤野 知之
都市経営戦略部副理事	若林 美枝
都市経営戦略部副参事	安井 亮太
② 総務局	
防災課長	坂口 淳二
③ スポーツ文化局	
文化政策課長	小野瀬 淑子
④ 子ども未来局	
子ども・青少年政策課副参事	清水 慶久
⑤ 消防局	
消防局長	和田 浩司
警防部副理事	萩原 俊雄
救急課長	菅野 剛

(2) 教育委員会事務局

副教育長	大砂 武博
管理部長	山本 高弘
教育政策室長	菱沼 孝行
教育政策室副参事	大橋 和彦
学校教育部長	丹 能成

教職員人事課長
教育課程指導課副参事
健康教育課長
生涯学習部長
生涯学習振興課長

橋本 大輔
安島 俊之
持木 信治
深津 健太郎
八島 典子

令和8年度さいたま市総合教育会議
席 次

清水市長

大谷委員

伊藤委員

堀田委員

竹居教育長

石田委員

小山委員

総合政策監	都市戦略本部長	副教育長	管理部長	消防局長	警防部副理事
-------	---------	------	------	------	--------

都市経営戦略部 副理事	生涯学習部長	学校教育部長	教職員人事課長	健康教育課長	救急課長
----------------	--------	--------	---------	--------	------

都 市 経 営 戦 略 部 副 参 事		教育政策室 副参事	教育政策室長	生涯学習振興 課長	教育課程指導課 副参事	子ども・青少年 政策課副参事	文化政策 課長	防災課長
---------------------------	--	--------------	--------	--------------	----------------	-------------------	------------	------

事務局 (都市経営戦略部)	各課室担当
------------------	-------

傍聴席・報道席

◎さいたま国際芸術祭2027における小・中・高校等との 連携等による子どもの参加促進について

資料1

- ・教育委員会や市立学校との連携により子どもの参加機会を広げるとともに、芸術体験を通じた感性や創造性の育成を図る観点から、学校現場での具体的な関わり方や実施手法、今後の取組の方向性について協議。

国際芸術祭への子どもの参加促進を図るため、教育委員会と協議を実施し、**現在策定中の「さいたま国際芸術祭2027開催実施計画」**に、庁内連携事業として下記のとおり、記載することを調整中。

《記載予定内容》

- ・**小・中・特別支援学校にアーティストを招聘**し、ワークショップ等を通して国際芸術祭を機に**アート**を身近に感じるプログラムを展開すること。
- ・希望する生徒を対象に**ボランティアガイドやスタッフとして活躍できる場**を設け、国際芸術祭と深く関わる機会を提供すること。
- ・児童生徒が国際芸術祭の会場を訪れ、アートを体験できるよう、タブレット端末を通じて、**芸術祭の見どころやモデルコース等を配信**すること。
- ・**チャレンジスクール等において**芸術祭のテーマに沿った**講座や制作体験を実施**することで、児童生徒の芸術祭への参加機会の拡充を図ること。

◎さいたま市いじめ問題救済機関の設置について

資料1

- ・いじめ問題に対応する救済機関の設置の必要性や役割、いじめ事案への関わり方、子どもへの支援の在り方、実効性ある運用の確保などについて意見交換が行われ、今後の取組の方向性について協議。
- ・これまで教育委員会が担ってきたいじめ対応について、市長部局も早期に介入し、解決に向けた支援を行うため、**令和8年4月1日にいじめ問題救済委員会条例を施行**。
- ・学校等でのいじめ問題を学校や教育委員会などに相談しづらいと感じている子どもたちなど、より多くの子どもたちを救うため、**教育委員会ではなく市長部局に設置する救済機関**となる。
- ・公平性、第三者性を確保するため、救済委員として**2名の弁護士**、救済アドバイザーとして**1名の臨床心理士**を委嘱。
- ・**令和8年7月2日**に、相談者からの相談を受け付ける相談窓口となる「**いじめ問題救済相談室**」を開所。
「いじめ問題救済委員会」と併せて、相談対応だけでなく、救済機能を担う機関となる。
- ・相談室の相談員は、長年子どもたちの悩み相談を受けている、「特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン」が担い、**相談者の悩みや声を受け止め、解決に向けた助言等を行う**。
- ・**相談室だけで対応ができない事案や各所との調整が必要な事案は、「いじめ問題救済委員会」が、客観性、専門性を確保しながら調査・調整を行い、救済を図る**。
- ・相談室の開所日は、**火曜日、木曜日の17:30～20:00、土曜日の14:00～20:00**の週3日。電話とメールで相談を受け付ける。
- ・**相談室と救済委員会は、週1回の定例ミーティングにより相談のあった全ての事案を共有**する。
- ・一人ひとりの不安や悩みに丁寧に関わりながら、解決に向けて一緒に考えていく相談機関として運営していく。

令和 8 年 7 月 3 0 日
令和 8 年度さいたま市総合教育会議資料



「さいたま市立学校における 働き方改革マスタープラン」 について

さいたま市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定



さいたま市教育委員会
学校教育部 教職員人事課

「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について
ーさいたま市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定ー

総合教育会議 報告の目的

教育委員会と市長部局が連携することで、



「学校における働き方改革」の
実効性を高め、市全体で推進の
機運を醸成

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

＜総合教育会議への報告＞

第8条第3項 業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したとき

第4項 業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況

「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について

ーさいたま市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定ー

マスタープランの策定プロセス

経緯

<令和7年度>

- 6月18日 給特法一部改正により、令和8年4月1日の策定・公表が義務付け
- 11月17日 学校業務改善検討委員会において意見交換
- 12月4日 教育委員会事務局関係所管において「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた具体的な取組の検討
- 1月15日 学校業務改善検討委員会の委員に対する第1回ヒアリングの実施
- 2月27日 学校業務改善検討委員会の委員に対する第2回ヒアリングの実施
- 3月23日 学校業務改善検討委員会の委員に対する第3回ヒアリングの実施
- 3月30日 マスタープラン策定

組織

<令和7年度 学校業務改善検討委員会>

委員長		学校教育部長
副委員長		学校教育部副理事
委員	教育委員会事務局	学校教育部次長、学校教育部参事、教育総務課長、教育政策室長、学事課長、教職員人事課長、教職員給与課長、教育課程指導課長、特別支援教育室長、生徒指導課長、総合教育相談室長、高校教育課長、健康教育課長、おいしい給食サポート課長、教育研究所長、生涯学習振興課長
	学校代表	小学校校長会代表 中学校校長会代表 高等学校校長会代表 特別支援学校校長代表
その他委員長が特に必要と認める者 管理部長、生涯学習部長		

「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について ーさいたま市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定ー

学校業務検討委員会における主な検討事項

◆「学校と教師の業務の3分類*」を踏まえた重点事項の検討

文部科学省

学校と教師の業務の3分類		別添4
教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。		
学校以外が担うべき業務		教師以外が積極的に参画すべき業務
1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	6 調査・統計等への回答（学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用し、事務局員を中心に実施） 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（学校が行う場合は事務局員等の関係者に参画） 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（教育委員会と連携をとりながら、事務局員等を中心に実施し、地域の実情に応じて外部委託も積極的な検討） 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（事務局員等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討） 10 校舎の開設・施設（副校長・教頭に固まらず、幅広く活用、役割分担の明確化等）を促進 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援や、輪番等）を促進 12 校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、役割・範囲の合理化等を促進） 13 部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進）	
※ 勤務時間や下校時間の短縮に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の関係機関と連携		14 給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応） 15 授業準備（教員が授業に必要となる資料や教材の準備は、事務局員等の支援スタッフの実施。デジタル技術の活用を促進） 16 学習評価や成績処理（教員が授業の準備・実施に必要となる資料や教材の準備は、事務局員等の支援スタッフの実施。デジタル技術の活用を促進） 17 学校行事の準備・運営（関係機関との日程調整や会場の手配等については、事務局員や支援スタッフの協力を促進） 18 進路指導の準備（就職先に関する情報収集等については、事務局員や支援スタッフの協力を促進） 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携等を促進）

* 教師が「教師でなければできない業務」に専念できる環境を整備するために、学校における業務をその性質に応じて整理した枠組み

さいたま市

学校以外が担うもの

- ① 学校徴収金の徴収・管理について
- ② 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等について
- ③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について

教師以外が積極的に参画するもの

- ① 調査統計等への回答について
- ② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理について
- ③ 部活動について

教師の業務だが負担軽減を促進するもの

- ① 授業準備・学習評価や成績処理について
- ② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応について

◆業務量管理及び健康確保措置に係る数値目標（KPI）の検討

「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について

ーさいたま市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定ー

マスタープランの特徴

「さいたま市立学校における働き方改革推進プラン」

＜令和２年度～令和７年度＞

■趣旨

学校と教育委員会が一丸となり、総合的・計画的に学校における働き方改革を推進する

■主な取組内容

① 働きやすい勤務環境の整備

- ・ 勤怠管理システムによる在校等時間の把握
- ・ 部活動の活動時間・休養日の設定
- ・ 学校閉庁日の設定
- ・ 学校における電話対応を勤務時間内とする取組 等

② 学校運営体制・支援体制の整備

- ・ 小学校における専科指導の充実や教科担任制の推進
- ・ 校務支援システムやICTを活用した学校の働き方改革の推進
- ・ 専門スタッフの配置
- ・ スクールロイヤー等の専門家による学校支援
- ・ 児童生徒・保護者向けのイベント等配付チラシの精選
- ・ 学校事務の共同実施の推進 等

「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」

＜令和８年度～令和１１年度＞

■趣旨

学校・教育委員会・市長部局が連携し、**具体的な指標の設定と重点化を図った取組**により、業務量管理・健康確保措置を計画的に推進する。

■主な取組方針

- ◎ 推進プランの取組を継承するとともに、改正給特法を踏まえ、業務量管理及び健康確保に向けた取組を強化

①業務量管理及び健康確保措置に係る数値目標（KPI）の設定

②「学校と教師の業務の３分類」を踏まえた重点事項の設定

③学校運営協議会と連携した働き方改革の推進体制の構築

④労働安全衛生管理体制の充実による健康確保措置の強化

量的改革 × 質的改革で、新たな改革のフェイズへ

「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について
 ーさいたま市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定ー

①業務量管理及び健康確保措置に係る数値目標（KPI）の設定

指標	実績						目標			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
月平均時間外在校等時間	41時間 14分	42時間 45分	37時間 46分	35時間 26分	33時間 26分	30時間 52分	—	—	—	30時間 程度
月 4 5 時間以内の 教育職員の割合	60.6%	58.2%	66.4%	69.4%	73.7%	*算出中	75%	80%	90%	100%
ストレスチェック 総合健康リスク 100以下の学校割合						89%	—	—	—	全校 達成 (100%)
業務負担軽減・事務効率化が 図られていると思う 職員の割合							73%	76%	79%	82%

「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について

ーさいたま市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定ー

②「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた重点事項の設定

学校以外が担うもの

- ①学校徴収金の徴収・管理について
- ②地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等について
- ③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について

教師以外が積極的に参画するもの

- ①調査統計等への回答について
- ②I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理について
- ③部活動について

教師の業務だが負担軽減を促進するもの

- ①授業準備・学習評価や成績処理について
- ②支援が必要な児童生徒・家庭への対応について

教育委員会の今後の方向性

- ①徴収金管理に係るクラウドサービスの導入
- ②研修等を通じた学校地域連携コーディネーターの役割の周知
- ③**カスタマーハラスメント対策の整備**

＊【新規】「通話録音、録音告知アナウンス機能の導入」「電話の通信回線の増設」「保護者対応に同席できる弁護士制度等の導入」等について、予算措置を含めて検討中

- ①調査統計等に効率的に回答できる体制の検討
- ②新児童生徒用端末の修繕期間の短縮、I C T支援員の配置・活用
- ③部活動地域展開に向けた整備、部活動指導員の計画的な配置

- ①次世代型校務支援システムによるデジタル採点ツール等の活用を推進
- ②多様な専門スタッフのより一層の活用

「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について ーさいたま市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定ー

③学校運営協議会と連携した働き方改革の推進体制の構築

令和8年4月1日　さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正



PLAN

DO

CHECK

ACTION

基本的な方針の策定

- ・教育課程の編成
- ・学校経営計画
- ・組織の編成
- ・予算の執行、
- ・施設及び設備の管理
- ・業務量管理・健康確保措置の実施【新設】



学校

評価の実施

- ・時間外在校等時間調査
- ・勤務に関する意識調査
- ・ストレスチェック
- ・保護者、児童生徒、教職員に対する学校評価アンケート

学校運営の改善を図るための措置の策定

※マスタープランに適合した内容とする

熟議を通して
課題を共有



働き方改革に
資する
連携・協働

当該年度

承認

4月～5月



学校運営協議会

学校運営等
に関する
評価の実施

次年度

仮承認

2・3月



「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について

ーさいたま市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定ー

④労働安全衛生管理体制の充実による健康確保措置の強化

現状

★教職員の長期病休者の増加

→令和6年度は145名に増加し、令和元年度比較すると約1.8倍

★教育職員における長期病休者の占める割合

→令和6年度は2.15%と指定都市において4位の水準

→令和2年度比で0.81%増加と指定都市において長期病休者の増加率4位の自治体

未然防止

ヘルスサポートルーム
(教職員健康相談室)

教職員安全衛生担当の医師及び保健師による健康相談を実施し、教職員の精神疾患の予防及び円滑な職場復帰に向けた支援を行う。

教職員労働安全衛生に関する業務の段階的な拡大及び集約

項 目	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
人員配置	保健師1名	保健師+2名			係新設予定
健康診断	○	○	○	○	○
ストレスチェック	○	○	○	○	○
長時間在校者への医師による面接指導	○	○	○	○	○
安全衛生教育・啓発	新規事業	○	○	○	○
健康相談	試行実施	新規事業	○	○	○
初任者、異動者等への訪問面談等		新規事業	○	○	○
復職支援			試行実施	新規事業	○
公務災害・通勤災害					引継
健康審査会					引継
産業医の配置、安全衛生委員会の設置					引継

アウトリーチ型
ヘルスサポートルーム

教育研究所等で行われる集合研修時に相談スペースを設け、教職員が業務や健康面に関する悩み等について、保健師により相談しやすい機会・環境を提供する。

「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について ーさいたま市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定ー

今後のフォローアップ体制について

1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた
教職員への対応

- 新勤怠管理システムを導入し、80 時間を超えた教職員を、教育委員会が即時把握



- 保健師や健康管理医等のチーム支援により
学校へのサポート体制の充実を図る。

＜業務量管理・健康確保措置の進捗管理スケジュール＞

令和 8 年 10 月頃	さいたま市教員等の勤務に関する意識調査の実施
令和 9 年 1 月頃	第 2 回学校業務改善検討委員会で調査結果の分析
令和 9 年 2 月頃	意識調査の結果を市のホームページで公表
令和 9 年 5 月頃	教育職員の在校等時間を市のホームページで公表

さいたま市立学校における
カスタマーハラスメント対策

＜基盤整備＞

- ◇「対応の指針」及び「対応マニュアル」の策定
- ◇保護者・地域への周知用リーフレットの作成・配布
- ◇管理職・教職員に対する研修の実施

＜対応手段＞

- ◆「通話録音、録音告知アナウンス機能」の導入
- ◆「電話の通信回線」の増設
- ◆「保護者対応に同席できる弁護士制度」の導入 等

※実現に向けて、予算措置を含めて検討中



次回 総合教育会議での報告

令和9年度 以降	7～8月頃	総合教育会議 ・前年度の実施状況の報告 ・変更点の報告
-------------	-------	-----------------------------------



さいたま市教育委員会
学校教育部 教職員人事課

市内における救命講習 実施体制の充実について

消防局 警防部 救急課



体制充実 の目的

災害に強い 都市の構築

資料 3

消防・救急体制の充実強化

応急手当の普及啓発

市内の救急現場に居合わせた人が適切な応急手当を実施できるよう、応急手当に係る正しい知識と技術を普及する

学校の
役割

次世代を担う児童・生徒の
生命・身体を守る

- ・ 学校主体の救命講習の推進

連携

消防局
の役割

・ 地域住民等に対する
応急手当講習の開催

- ・ 応急手当普及員の養成推進
(民間・他局関係課との連携)

- ・ 応急手当学習室の運営

さいたま市自動体外式除細動器 (AED) 整備方針及び整備計画



- ・ 誰もが有事の際に迷わずAEDにたどり着き、
24時間いつでも必要な時に
すぐにAEDを使用できる環境の整備 **【ハード面】**
- ・ AEDの適切な使用方法の周知など **【ソフト面】**

今後は **【ソフト面】** の取組がより重要となる

救急課の事業

【応急手当の普及啓発】

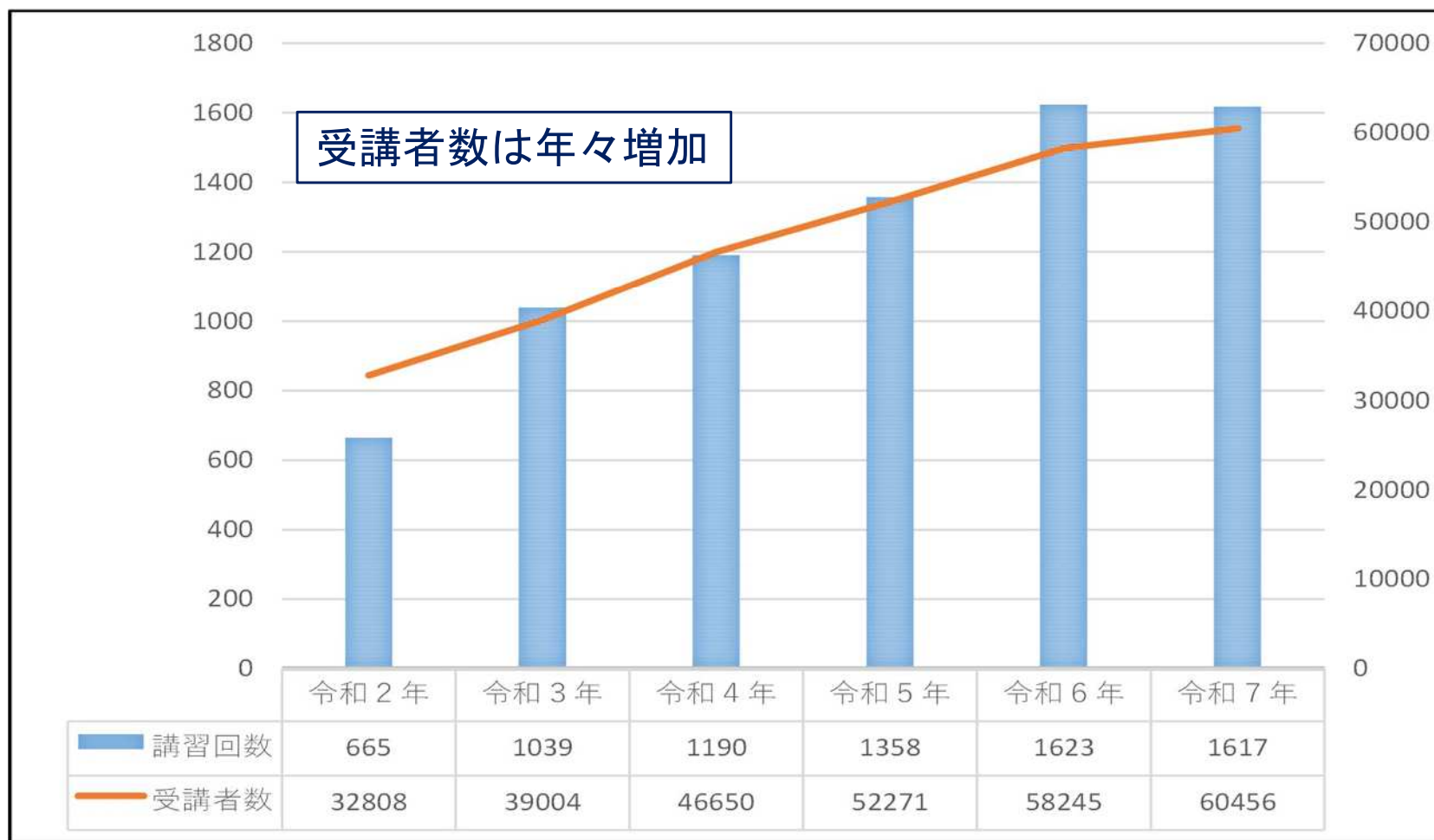
- ・ 応急手当講習の開催

消防職員が市民等に対して行う従来の救命講習

- ・ 応急手当普及員の養成

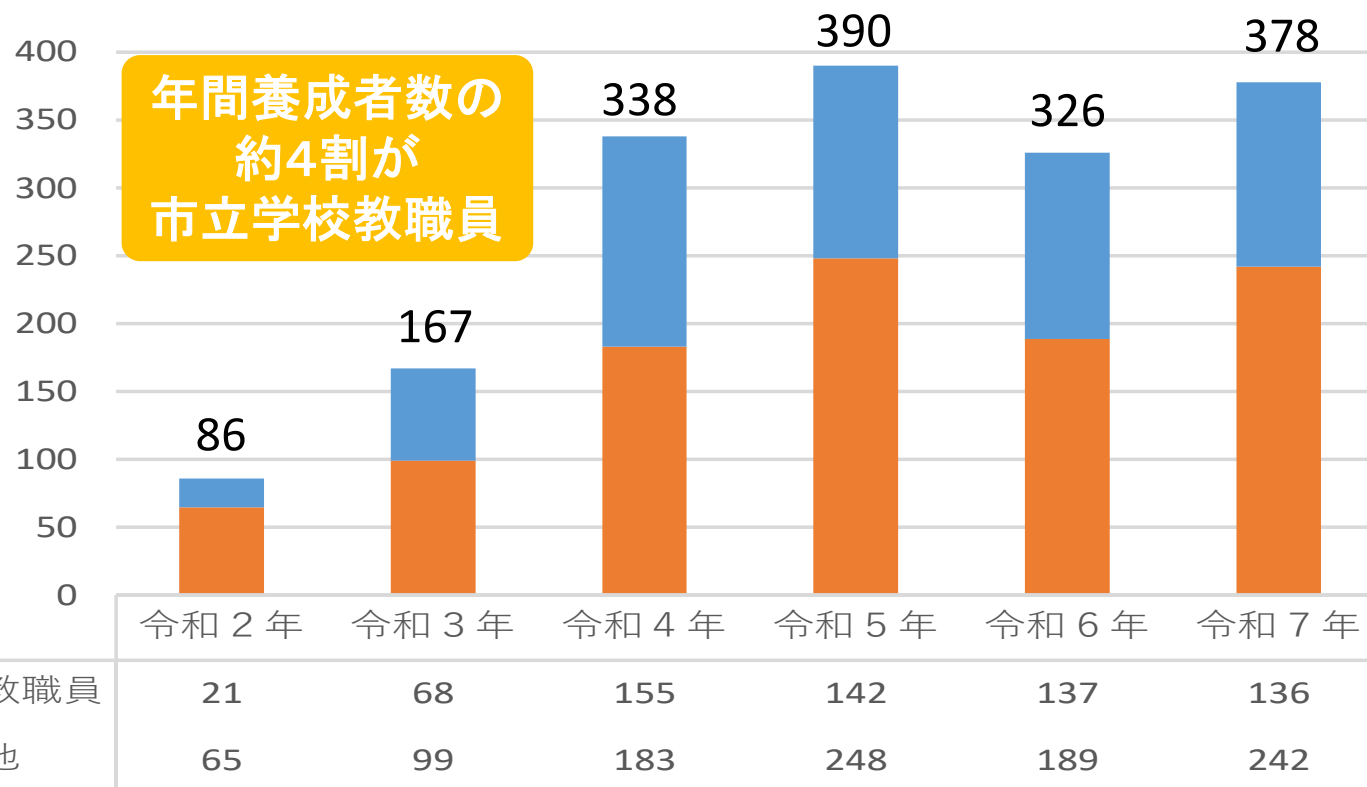
自身の事業等において救命講習の指導を担う者を養成

応急手当講習の開催状況



応急手当普及員の養成状況

普及員は年間約300人養成



応急手当普及員の養成状況

- ・ **対象者**

学校教職員、一般事業所等従業員、
保育園・幼稚園職員、放課後児童クラブ職員、
老人福祉施設職員など

- ・ **資格保有者（令和 8 年 4 月 1 日現在）**

市全体の資格保有者：2,181名

市立学校教職員：1,275名（全体の約 6 割）

教育委員会との連携



消防局



教育委員会

市立学校教職員に対する応急手当普及員養成

応急手当普及員講習を開催
年間約300名のうち140名程度養成

受講希望者のとりまとめ・受講者の選定
(各学校1名以上在籍するよう調整)

学校における児童・生徒に対する救命講習

※次スライド（教育委員会の取組参照）

テキスト等の作成・教材データの提供
資器材の貸出
修了証等の交付

普及員資格保有の教職員が中心となって
児童・生徒に対する講習を開催

市立学校教職員に対する救命講習（普通救命講習Ⅰ）

テキスト等の作成・データの提供
資器材の貸出
修了証の交付

普及員が教職員に対して講習を開催し
応急手当の知識や技術を維持・向上

教育委員会の取組

資料 3

市長部局と連携し、危機管理マニュアルや防災教育カリキュラムに基づいた実践的な防災教育を実施しています。

＜消防局と連携した「普通救命講習Ⅰ修了証」等の取得体制構築＞

さいたま市教育委員会では消防局と連携し、**小学校・中学校における心肺蘇生法実習の授業を通じて、「普通救命講習Ⅰ修了証」を取得できる仕組み**を整え、これまでに75,265人の中学生が修了証を取得している。

（小学校5・6年生：救命入門コースⅡ・Ⅲ、
中・中等教育学校：実技救命講習）

修了証の取得を通じて、
**応急手当を自分事として捉える意識や
共助の意識の醸成**につながっている。



■心肺蘇生法実習の様子（左：小学校、右：中学校）

＜総務局・区役所と連携した「避難所運営訓練」に生徒が参加した校数＞

	参加校数（小・中・中等教育・高校・特別支援）
令和5年度	54校/167校（ひまわり特支除く）
令和6年度	64校/167校（ひまわり特支除く）
令和7年度	80校/167校（ひまわり特支除く）

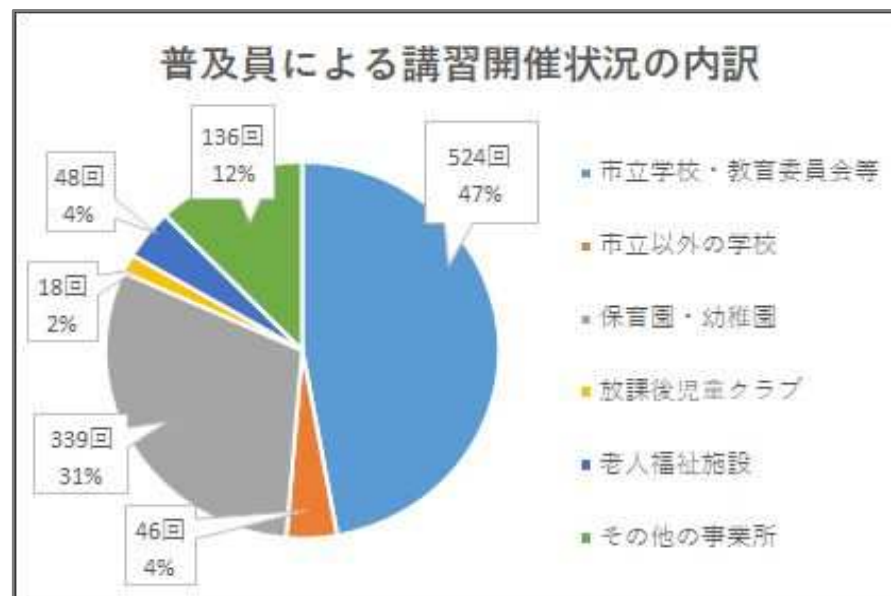
避難所によっては、心肺蘇生法実習に取り組んでいる所もある。
今後、有識者等による会議等を通して避難所運営訓練への児童生徒の参加促進に向けた取組について検討していく。

普及員による講習 開催状況

令和7年度：1,111回

市立学校等：約520回（全体の約5割）
 保育園等：約340回（全体の約3割）
 その他：約250回

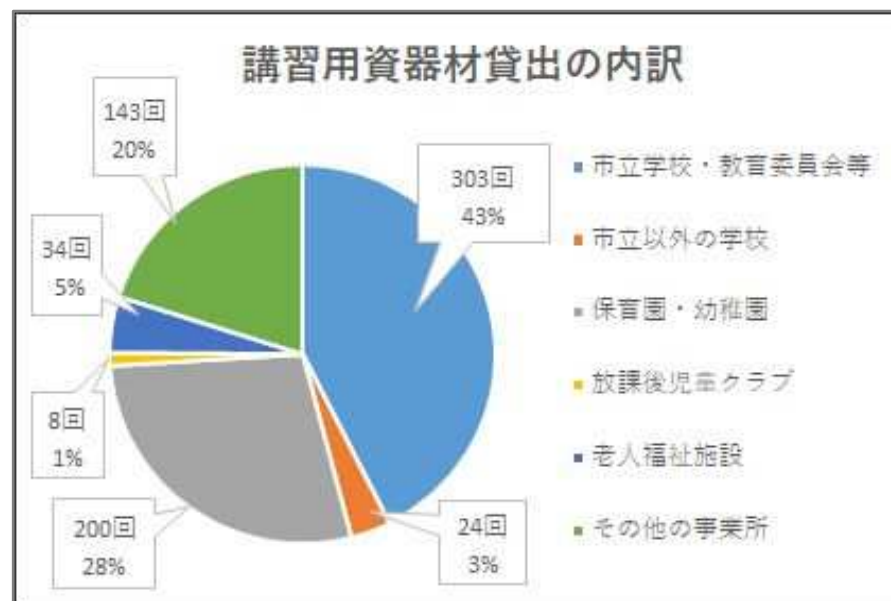
資料3



講習用資器材 貸出状況

令和7年度：712回

市立学校等：約300回（全体の約4割）
 保育園等：約200回（全体の約3割）
 その他：約210回



救命講習実施体制を 継続・充実させるために

資料 3

《 課 題 》



《 取 組 》

指導者の確保

消防職員が対応できる講習数には限界がある

普及員養成の推進

普及員養成を推進して各事業所・学校において講習を開催できる体制を整える

指導者のスキル

指導者スキルは継続維持されるものではなく、低下が懸念される

サポート体制の強化

再講習やブラッシュアップ・フォローアップ研修制度などの体制を整える

指導者・受講者の意識

形式的な講習となり、救命講習の本来の目的や重要性が薄れることが懸念される

動機付け・心構えの徹底

救命講習の最大の目的を再認識させ、高い意識を持ち続けられるような講習指導

資器材体制の充実

普及員への貸出件数の増加による劣化や破損、需要高時期の偏りによる資器材不足

運用体制等の見直し

保有資器材の運用方法の見直しや保有数充実化、代替資器材の検討

体制充実 の目的

災害に強い 都市の構築

資料 3

消防・救急体制の充実強化

応急手当の普及啓発

市内の救急現場に居合わせた人が適切な応急手当を実施できるよう、応急手当に係る正しい知識と技術を普及する

学校の
役割

次世代を担う児童・生徒の
生命・身体を守る

- ・ 学校主体の救命講習の推進

連携

消防局
の役割

・ 地域住民等に対する
応急手当講習の開催

- ・ 応急手当普及員の養成推進
(民間・他局関係課との連携)

- ・ 応急手当学習室の運営

教育委員会との連携事項

資料3

災害に強い 都市の構築に 向けて

- 保護者・自治会等の幅広い世代へ
救命講習の周知啓発
- 救命講習実施体制の継続・充実
 - ・市立教職員に対する
応急手当普及員養成
 - ・学校主体の救命講習



応急手当の普及啓発を通じた
災害に強いさいたま市の実現

さいたま市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、さいたま市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議の招集は、市長があらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の主宰)

第3条 会議は、市長が主宰する。

(構成員等以外の出席者)

第4条 法第1条の4第2項に規定する構成員及び同条第5項に規定する関係者又は学識経験を有する者のほか、市長が必要と認めた市職員は、会議に出席することができる。

(傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得て、会議を傍聴することができる。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開としたときは、この限りでない。

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とした部分にあっては、公表しないことができる。

(議事録の記載事項)

第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市戦略本部において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

さいたま市総合教育会議傍聴人要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 市長は、会議の開催場所等の状況により必要があると認めるときは、傍聴を認める定員の数を制限することができる。その場合において、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

(報道関係者の傍聴に係る手続等)

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(退場)

第6条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月4日から施行する。

附 則(令和6年3月29日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

受付番号_____
傍 聴 券 さいたま市総合教育会議（ 年 月 日開催分）
さいたま市長
注1 この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。 2 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。 3 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。
----- 【傍聴することができない者】 (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者 (2) 酒気を帯びていると認められる者 (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者 (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 【傍聴人の守るべき事項】 (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。 (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (4) 撮影又は録音をしないこと。 (5) 飲食又は喫煙をしないこと。 (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。 ※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。